Title	共同正犯における意思連絡の要否とその内実 [論文内容及び審査の要旨]
Author(s)	中田, 翔太
Citation	北海道大学. 博士(法学) 甲第15701号
Issue Date	2024-03-25
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/91989
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/
Туре	theses (doctoral - abstract and summary of review)
Additional Information	There are other files related to this item in HUSCAP. Check the above URL.
File Information	Shota_Nakata_abstract.pdf (論文内容の要旨)



学 位 論 文 内 容 の 要 旨

博士の専攻分野の名称: 博 士 (法学) 氏名 中田 翔太

学 位 論 文 題 名

共同正犯における意思連絡の要否とその内実

本稿は、共同正犯における意思連絡を考察の対象として、意思連絡がそもそも共同正犯の成立 要件として必要なのか、また、それが必要であるとして意思連絡を成り立たせる要素はどのよう なものであるかという点について分析した。

まず、第1章において、因果的共犯論の適用を前提に共同正犯を連続的に捉える理解が従来から有力であったが、近時は因果的共犯論からは理解しづらい判例があらわれ、学説上も因果的共犯論は共同正犯には適用されないとして各関与者の集合体としての「全体行為」に着目する立場や共同正犯の類型化を進める立場が主張されているという議論状況を確認した。その上で、因果的な影響を有しなければ、少なくとも生じた結果に対していかなる範囲で個人が責任を負うのかが明らかではないため、因果的共犯論は共同正犯にも適用されることが示された。また、共同正犯の正犯性を基礎づける一体性は関与者間の関係性という観点から把握される必要があり、その内容は、コンスピラシーについて心理学的・経済学的な知見をもとに分析する見解を参照すると、集団としての危険にあることが明らかにされ、また、そのような集団としての関与者の関係性に着目するとはいっても、それは集団責任を認めるものではなくあくまでも個人責任を問うものであることがわかった。

第2章では、共同正犯における意思連絡の要否について検討を行った。そこでは、意思連絡を 共同正犯の要件として不要とする片面的共同正犯肯定説と意思連絡を必要とする片面的共同正犯 否定説は実質的に接近してきていることがわかった。もっとも、現行刑法の沿革などに照らすと、 何らかの意思の伝達・了解は必要であると考えられ、特に集団の危険をもたらす関与者間の関係 性という本稿の一体性の観点から検討すると、意思連絡を必要として片面的共同正犯は否定すべ きであるという結論が得られた。

第3章では、共同正犯の主観面について、その構造を分析し、共同正犯の主観的要件は、共謀と同義である意思連絡と故意であり、これらのほかに正犯性を基礎づける主観的要素が考慮されうるという結論を得た。

第4章においては、関与者は互いに意思の表明・了解のやり取りをどこまで続ける必要があるかという意思の相互伝達の問題について分析した。自らが表明した意思を相手方が了解し、相手方のその意思を自らが了解した上で、再び自らの意思を相手方が了解するという意思の相互伝達のプロセスのうち、従来、心理的拘束の観点からは相手方による再度の自らの意思の了解までが必要であり、もっとも、関与者間の指揮系統が高度にシステム化されている場合には、相手方による意思の返信は暗黙に行われていると主張されることがあった。しかし、このような高度なシステム化が認められる場合、実行担当者があらためて背後者に返信しなくても、実行担当者が背後者の指示を了解することが明らかであるといえ、実行担当者による返信がなくても心理的拘束が生じているために、意思連絡が認められるのであり、相手方による意思の返信が暗黙のうちになされたということはあくまでも意思連絡を認めるための便宜的な説明にすぎないことが示され

た。その上で、集団の危険をもたらす関与者間の関係性という本稿の一体性の観点からは、原則 として自らが相手方の意思を了解することまでが必要とされる一方、個々人では不可能であるこ とを行うことができるようなシステムが構築されている場合には、相手方の意思の了解まではな くても意思連絡を認めることができることが明らかとされた。

第5章は、意思連絡として了解すべき内容について共同正犯の類型ごとに検討を加えた。その結果、支配型共謀共同正犯においては、実行担当者が心理的拘束をもたらす事情を了解していることを前提として、背後者から実行担当者に対して指揮命令を発し、実行担当者がそれを了解することが必要であると考えられる一方、分担・代表型共謀共同正犯や使役型共謀共同正犯においては、関与者は自らが集団の構成員であると了解することが必要であり、意思連絡の内容として、集団を形成すること、またはすでに形成されている集団に関与者が参加することの合意が必要となることがわかった。もっとも、分担型共謀共同正犯においては、他の関与者の行為を了解し、また、自らの行為の犯行全体における位置づけを了解すればよい場合がありうる。これに対し、実行共同正犯・準実行共同正犯の意思連絡とは、各関与者が行う行為の存在と各行為の犯行全体における位置づけについての合意といえると結論づけられた。また、共同正犯の類型には混合型がありえ、それについては最決平成16年3月22日刑集58巻3号187頁(クロロホルム事件)を例として検討が加えられた。

第6章では、それまでの検討で得られた知見をもとに、最大判昭和33年5月28日刑集12巻8号1718頁(練馬事件)、最決平成15年5月1日刑集57巻5号507頁(スワット事件)、最決平成30年10月23日刑集72巻5号471頁を素材とした具体的な検討が行われた。

終章では、第1章から第6章の検討の成果をあらためて提示した。その上で、今後の課題として、集団に関する心理学的・経済学的な知見の今後の発展を共同正犯における一体性の議論に反映していく必要があること、意思連絡の判断において考慮すべき事情の例を挙げる必要があること、また、共同正犯における意思連絡以外の要件である「重要な役割」とは具体的に何を意味し、仮に「重要な役割」によらないとすればそれに代わる概念はどのようなものであるかという点を検討する必要があることを示した。